

週 報

1995年10月15日 聖霊降臨節第20主日
信徒伝道週間(21日まで) 教育週間(22日まで)
巻16 29号

1995年度教会主題

「恵みに生きる」

聖句 すると主は、「わたしの恵みはあなたに十分である。力は弱さの中でこそ十分に発揮されるのだ」と言われました。

コリントの信徒への手紙 二 12章9節a

- 目標
1. 生活を整えて礼拝、諸集会を守る。
 2. 一人一人が伝道と奉仕を。

日本キリスト教団

横浜港南台教会

〒234 横浜市港南区港南台 7丁目-8-29

電 話 045-833-5323

ファックス 045-833-6616

振 替 00290-4-13994

牧 師 秋 吉 隆 雄

大きな悲慘を経験した深い反省から生まれた「法」だからである。

信教の自由に関しては、歴史の批判に耐えられるように慎重にしてもらいたい。ところが、先の参議院選挙で新進党の集票マシンになった創価学会を、自民党はつぶすことを狙っている、逆に自民党も宗教団体に大きな票田を持ち又靖国神社問題も絡んでいる、結局、宗教法人法改正は棚上げが決まっているなどと報道されている。宗教を政争の道具にすべきではないと思う。

宗教は、人間と世界を超越するものを問うことで、キリスト教的に言えば、神に生かされている「私」を発見することである。この発見は自らの尊厳を知ることであり、それは同時に隣人の尊厳を認める自己相対化である。信仰する対象の絶対性が、教祖個人や宗教団体をそのまま絶対化する時、他者否定の破滅的宗教に墮する。

私は私なりに真剣に聖書の説き明かしをしているつもりなので良く聞いていただきたいが、その「説教」も主体的な応答をもって受け止めて欲しいと願っている。

一牧師室から一

オウム真理教が起こした一連の犯罪がきっかけになって宗教法人法の改正問題が議論されている。以前から、宗教団体が免税や優遇税制を「隠れ義」にして不正な利益を得ていると指摘されていた。オウム問題は、「聖域化」された宗教法人の中で秘密裏に進行した殺人事件と見なされている。宗教法人法改正を当然とする見方もある。私たちの教団は、「質問権」とはいえ、行政の関与は「信教の自由」の侵害を招きかねないと反対を表明している。

18世紀の啓蒙主義時代を経て「人権」が普遍的価値として認められてきた。この「人権」は「信教の自由」を「核」としていることに間違いない。日本国憲法と宗教法人法は「信教の自由」を完全に保障している。それは、かつて国家神道の下で人権が奪われ、